

# 燃料電池自動車・外部給電器 の導入を東京都が支援します!

東京都は、水素エネルギーを普及させるため、  
燃料電池自動車と外部給電器の導入に対して、助成を行っています。



## 燃料電池自動車とは…

水素と酸素を化学反応させ電気を作る「燃料電池」を搭載し、モーターで走る自動車です。走行時には有害な排気ガスを排出せず、水だけを排出します。

## 外部給電器とは…

燃料電池自動車が発電した電気を、電化製品に供給できる機器をさします。非常時や屋外での電源として役立ちます。



公益財団法人 東京都環境公社  
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

# 燃料電池自動車等の導入促進事業

## 燃料電池自動車助成

## 外部給電器助成

<b>助成対象者</b>	①都内の法人または個人 (国と地方公共団体は除く。) ②都内のリース事業者 (①とリース契約を締結していること。)	①都内の法人、個人または区市町村 (国は除く。) ②都内のリース事業者 (①とリース契約を締結していること。)
<b>助成対象 自動車・機器</b>	燃料電池自動車  (詳細は、下記ホームページ参照)	燃料電池自動車用外部給電器  (詳細は、下記ホームページ参照)
<b>助成条件</b>	・新車の購入またはリースが対象 ・助成対象は車両本体価格のみ (消費税、オプション等は対象外) ・車検証上の使用の本拠と、所有者 (クレジットによる購入の場合は使用者)の 住所が都内にあること	・新規の購入またはリースが対象 ・助成対象は機器本体価格のみ (工事費、消費税等は対象外) ・都内に設置、または主として都内で 使用されること ・車検証上の使用の本拠が都内である 燃料電池自動車を所有または使用する こと (燃料電池自動車1台につき、外部給電器1台が上限台数)
<b>助成額</b>	国のクリーンエネルギー自動車導 入事業費補助金制度で定める額(※) の2分の1 ※外部給電機能を有する車種に対する増額分は対象外 (燃料電池タクシーの場合は、別途定めあり)	外部給電器本体の購入費の 2分の1(※)以内 (限度額40万円) ※国の補助等を併用する場合は、本事業の助成金と 国の補助等を合算して2分の1となるまで助成します。
<b>申請方法</b>	助成対象自動車を購入し、初度 登録完了後、初度登録日より 1年以内に申請書を郵送または 窓口へ持参	助成対象機器を購入した日より1年 以内に申請書を郵送または 窓口へ持参
<b>受付締切</b>	令和3年(2021年)3月5日(金) (必着)	令和3年(2021年)3月5日(金) (必着)

※都内区市町村に対する燃料電池自動車助成については別途実施。詳しくはお問い合わせ先にご連絡下さい。

詳しくは、クール・ネット東京ホームページをご覧ください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/fuel-cell/index.html>

●お問合せ先



東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京)  
都市エネ促進チーム

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL 03-5990-5068 FAX 03-6279-4697

受付時間 月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く。) 9:00～17:00(12:00～13:00を除く。)

